

八王子市介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備事業補助金交付要綱

平成28年(2016年)11月1日 施行
令和3年(2021年)10月21日 改正

(趣旨)

第1条 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備に関し、「東京都地域医療介護総合確保基金事業(介護分)実施要綱」及び東京都の「介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備事業補助金交付要綱」に基づき、都から交付される補助金を財源として、市が予算の範囲内で交付する補助金について、「補助金等の交付の手續等に関する規則」(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年6月21日法律第83号)の改正により、平成29年度末に廃止が決定している介護療養型医療施設の介護医療院等への円滑な転換を図ること及び既存の介護医療院の整備を目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、介護療養型医療施設を介護医療院等に転換整備する事業に対して行うものとし、その内容は別表1のとおりとし、転換対象施設は別表2の第1欄とする。

(補助額の算定)

第4条 この補助金の交付額は、別表1に掲げる整備区分ごとに、別表2の第2欄に掲げる補助単価により算出した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額とする。ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額とする。なお、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、八王子市介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備事業補助金交付申請書(第1号様式、以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類の審査等を行い、適当と認めるときは第9条に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、八王子市介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備事業補助金交付決定通知書(第2号様式、以下「交付決定通知書」という。)により補助申請者に通知するものとする。

2 また、市長は、補助金を交付することが不相当であると判断したときは、補助金の不交付を決定し、八王子市介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備事業補助金不交付決定通知書(第3号様式、以下「不交付決定通知書」という。)により補助申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第7条 前条第1項の規定に基づき補助金の交付が決定した者(以下「補助決定者」という。)が、この補助金の交付決定後に事情変更等により申請の内容を変更しようとするときは、八王子市介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備事業補助金変更交付申請書(第4号様式)により速やかに市長に申請しなければならない。

ただし、軽微な案件についてはこの限りでない。

(変更交付決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づき補助金の変更交付申請があったときは、第6条第1項及び第2項の規定に準じて、交付決定通知書又は不交付決定書により補助決定者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付するものとする。

(申請の撤回)

第10条 補助決定者は、補助金交付の決定の内容又はこれに付けた交付の条件に異議があるときは、交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(事故報告)

第11条 補助決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業の実績報告)

第12条 補助決定者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに八王子市介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備事業補助金の事業実績報告(第5号様式、以下「事業実績報告」という。)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する事業実績報告を受けたときは、事業実績報告(必要な書類を含む。)の審査及び現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、八王子市介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備事業補助金確定通知書(第6号様式)により補助決定者に通知する。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条に規定する事業実績報告の書類審査等を行った結果、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとることを命じることがある。

2 補助決定者は、これを受け是正措置をとった場合には、事業実績報告(必要な書類を含む。)を直ちに再提出するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助決定者は、第13条の規定による補助金交付決定通知書を受けたときは、所定の期日までに請求書(第7号様式)により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受けたときは、東京都からの補助金交付額が確定された後に支出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により支出することができる。

(補助金の返還)

第17条 補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助対象事業者でなくなったとき。
- (2) 補助条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の施行が不正又は不相当と認められるとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(暴力団等の排除)

第18条 八王子市暴力団排除条例(平成23年12月15日条例第23号)に規定する暴力団等については、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

- 2 前項に規定する暴力団等の確認は、表明・確約書(第8号様式)により行うものとし、市長は補助対象事業者に補助金交付申請時に提出させるものとする。

(関係帳簿等の備付け等)

第19条 補助決定者は、補助事業の状況、費用の支出その他補助事業に係る書類又は帳簿(以下この条において「関係帳簿等」という。)を備えておかなければならない。

- 2 補助決定者は、関係帳簿等を補助事業の年度終了後5年間保管しておかなければならない。
- 3 市長は、必要に応じて関係帳簿等を検査することができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別途定める。

- 2 この補助金は、「補助金見直し方針」に基づき見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。

別表 1

整備区分	整備内容
転換創設	介護療養病床を有する既存の病院等を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
転換改築	介護療養病床を有する既存の病院等を取り壊して、新たに施設を整備すること。
転換改修	介護療養病床を有する既存の病院等を本体の躯体工事に及ばない屋内改修工事（壁撤去等）により、施設を整備すること。
転換ユニット化改修	既存のユニット型以外の介護療養病床について、ユニット型個室で構成する施設に転換し、居住環境等の改善整備を行うこと。 なお、対象施設は、別表 2 の第 1 欄に掲げる介護医療院とする。
ユニット化改修	既存のユニット型以外の施設をユニット型個室に転換するため、居住環境等の改善整備を行うこと。 なお、対象施設は、既存の介護医療院に限る。
看取り対応改修	看取り及び家族宿泊のためのスペースを確保する改修を行うこと。 なお、対象施設は、既存の介護医療院に限る。

※ 本事業の助成を受けず、転換先の介護医療院等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積 1 床当たり 6.4 m²を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院等に転換した療養病床等が、その後、令和 5 年度末までに 1 床当たり 8.0 m²を満たすための改修等を行う場合については、本事業の対象とする。

別表 2

別表 1 の整備区分「転換創設」、「転換改築」、「転換改修」、「転換ユニット化改修」を対象とする。

転換先の対象施設	2 補助単価（1床あたり）		3 対象経費
	補助単価	単位	
ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院 ウ ケアハウス エ 有料老人ホーム オ 特別養護老人ホーム カ 認知症高齢者グループホーム キ 小規模多機能型居宅介護支援事業所 ク 看護小規模多機能型居宅介護支援事業所 ケ 生活支援ハウス コ 高齢者の居住安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅	転換創設：2,240千円 転換改築：2,770千円 転換改修：1,115千円 転換ユニット化改修 多床室からユニット型個室への改修 2,380千円 従来型個室からユニット型個室への改修 1,190千円	整備床数	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセント相当の額を限度とする。）

※ 有料老人ホームのうち、居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。

※ 八王子市老人福祉施設等整備費補助要綱、八王子市地域密着型サービス等整備助成事業補助金交付要綱、八王子市地域密着型サービス等重点整備事業費補助金交付要綱及び八王子市認知症高齢者グループホーム緊急整備事業補助金交付要綱により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合は、本事業の対象としない。

別表 3

別表 1 の整備区分「ユニット化改修」、「看取り対応改修」とする。

対象施設	補助単価		対象軽費
	補助単価	単位	
介護医療院	ユニット化改修 ・多床室からユニット型個室への改修 2,380 千円	整備床数	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 パーセント相当の額を限度とする。）
	・従来型個室からユニット型への改修 1,190 千円		
	看取り対応改修 3,500 千円	1 施設当たり	

別記（第9条関係）

補 助 条 件

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、（１）又は（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- （１） 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２） 事業の内容を変更しようとするとき。
- （３） 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （１） 第12条による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （２） 補助事業者が、（１）の命令に違反したときは、市長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 決定の取消し

- （１） 市長は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
 - エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- （２） （１）の規定は、第13条により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

6 補助金の返還

- (1) 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 第13条により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

7 違約加算金及び延滞金

- (1) 補助事業者は、5により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

8 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

9 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

10 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が知事の承認を受けて9の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

11 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

12 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

1.3 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第9号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

1.4 寄付金収入の制限

事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、協同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

1.5 事業実施のための契約手続

補助事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

1.6 根抵当権設定の禁止

補助事業者は、補助を受けて整備しようとする介護医療院等への土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。

1.7 その他

補助事業者がこの要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。